（法人税法施行規則の一部改正）

第二条　法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二を削る。

第四条の三中「請負業」を「収益事業の範囲」に改め、同条第一号中「こえない」を「超えない」に改め、同条第二号中「こえる」を「超える」に改め、同条第三号中「行なわれている」を「行われている」に改め、同条を第四条の二とする。

第四条の四中「医療保健業」を「収益事業の範囲」に改め、同条を第四条の三とする。

第四条の五中「医療保健業」を「収益事業の範囲」に改め、同条を第四条の四とする。

第八条の二の二第一項中「無体財産権の提供等を行う事業」を「収益事業の範囲」に、「、放送大学学園」を「及び放送大学学園」に改め、「及び商工会等（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第八条第二項（基盤施設計画の変更等）に規定する認定基盤施設計画に従つて令第五条第一項第三十三号に規定する無体財産権の提供等を行う同法第三条第一項（基本指針）に規定する商工会等をいう。）」を削る。

附　則

この省令は、令和元年七月十六日から施行する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省　令第三号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十二条第二項及び第六十三条第四項の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十二日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉**川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成

株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第十四条**　法第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　［略］ 五　特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証に関する事項（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第八条第二項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十六条第二項及び第五十七条第二項、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十三条第二項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第二項並びに農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十六条第二項の規定により法第十一条第一項第二号の規定による法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなされる債務の保証（以下「特例海外債務保証」という。）に関する事項を除く。） イ～チ　［略］ 五の二～十六　［略］ （貸金業法の適用除外） **第二十一条**　法第六十三条第四項第一号の主務省令で定めるところにより特定中小企業貸付債権を譲り受け、当該特定中小企業貸付債権について特定信託をする場合は、貸金業者の貸付けに係る特定中小企業貸付債権を公庫が譲り受けること及び譲り受けた当該特定中小企業貸付債権について公庫が特定信託をすることについて、当該貸金業者が当該貸付けの契約を締結する際に当該特定中小企業貸付債権の債務者及び保証人の承諾を得た場合とする。 2　法第六十三条第四項第二号の主務省令で定めるところにより特定中小企業貸付債権の債務の一部の保証を行う場合は、公庫が当該特定中小企業貸付債権の債務者及び保証人から委託を受けたものである場合とする。	（業務方法書の記載事項） **第十四条**　法第十二条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～四　［略］ 五　特定中小企業貸付債権及び特定中小企業社債に係る債務の一部の保証に関する事項（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第八条第二項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十六条第二項及び第五十七条第二項、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十三条第二項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第二項及び農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十六条第二項の規定により法第十一条第一項第二号の規定による法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなされる債務の保証（以下「特例海外債務保証」という。）に関する事項を除く。） イ～チ　［略］ 五の二～十六　［略］ （貸金業法の適用除外） **第二十一条**　法第六十三条第六項第一号の主務省令で定めるところにより特定中小企業貸付債権を譲り受け、当該特定中小企業貸付債権について特定信託をする場合は、貸金業者の貸付けに係る特定中小企業貸付債権を公庫が譲り受けること及び譲り受けた当該特定中小企業貸付債権について公庫が特定信託をすることについて、当該貸金業者が当該貸付けの契約を締結する際に当該特定中小企業貸付債権の債務者及び保証人の承諾を得た場合とする。 2　法第六十三条第六項第二号の主務省令で定めるところにより特定中小企業貸付債権の債務の一部の保証を行う場合は、公庫が当該特定中小企業貸付債権の債務者及び保証人から委託を受けたものである場合とする。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。